

令和3年度第9回

川本町農業委員会総会議事録

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分については■で消しています

令和3年度第9回川本町農業委員会総会議事録

1. 開催日時

令和4年1月20日(金) 13:30~

2. 開催場所

川本町役場 大会議室

3. 出席委員

| | |
|--------------|--------------|
| 第1番 福谷 善彦 委員 | 第2番 戸田 昭 委員 |
| 第4番 城納 清隆 委員 | 第5番 釜田 雄二 委員 |

4. 欠席委員

第3番 大迫 清惠 委員

5. 会議に付した議案等

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 議案第1号 | 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の承認について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願について |
| 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |

6. その他

7. 事務局

事務局長 名原 昌邦 主任 大友 康平

8. 議事

事務局 ただいまより令和3年度第9回川本町農業委員会総会を開催します。開催するにあたり会長よりご挨拶をお願いします。

会長 令和4年に入り最初の総会となります。年が明けてオミクロン株による新型コロナウイルス感染が拡大している状況となっておりますが今年は良い年になるよう願っております。

それでは出席者報告及び総会成立宣言を事務局よりお願いします。

事務局 本日の委員総数5名、出席者数4名、委任状0名、欠席者数1名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半に達していることから、本総会が成立することを宣言いたします。

会長 それでは議事録署名委員の指名をします。2番戸田委員さん、5番釜田委員さんに

お願いします。

2,5番委員 はい。

会長 本日提出されているのが議案3件、報告事項1件ございます。議案第1号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計書の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計書の承認について、説明します。案件は3件ございますので、一括でご説明します。

番号1につきまして、資料2頁をお開き下さい。令和3年11月17日付けで、事業者より事業計画書の提出がありました。申請者は、[REDACTED]さんです。

資料3頁をお開き下さい。申請農地は、川本町大字[REDACTED]の土地で、地目は田、面積は[REDACTED]m²の内[REDACTED]m²です。土地の所有者は[REDACTED]さんです。転用の理由は、携帯電話用無線基地局の建設です。農地区分については、第2種農地として判断しております。

選定理由としては、この周辺地域では携帯電話の不感地域となっており多数のお客様からの要望により、不感地域を改善するために基地局を設置することとなりました。

この周辺地域の地形や電波状況等により、広範囲に渡り見通し可能な場所でないと不感地域が改善されないため、当該申請地を選定しました。

用地については、農用地区域以外の土地についても検討しましたが、当該申請地が最も効率よく広範囲に通信を確保できることから、必要かつ適当であって農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であるため、この申請地を選定されております。

なお農地図については、資料11頁に掲載しております。あと計画については、資料4～8頁に位置図等関係図面、資料9頁に現況写真、資料10頁に建設後のイメージ写真を掲載していますので確認をお願いします。

また現地の状況について、1月17日(月)に[REDACTED]と[REDACTED]委員、1月18日(火)[REDACTED]委員と[REDACTED]委員と一緒に現地確認をしています。資料12頁に掲載しております。

転用については、農地法規則第53条第1項第14号で、農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外として定めています。(認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するための必要な道路若しくは索道の敷地に供するため第1号の権利を取得する場合)

よって、農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外となる施設に該当しますので受理の通知をし、工事に着手してもらいたいと考えております。

本件につきましては、事前確認をしたところ進入路をふさぐ位置であったことから場所の移動を事業者へお願いしましたが、現地確認した際に変わってないことから至急事業者へ場所の変更をお願いしたところです。

続いて、番号2につきまして説明します。資料13頁をお開き下さい。こちらにつきましても申請者は、[REDACTED]さんです。

申請農地は、川本町大字[REDACTED]の土地で、地目は田、面積は[REDACTED]m²の内[REDACTED]m²です。土地の所有者は[REDACTED]さんです。転用の理由は、携帯電話用無線基地局

の建設です。農地区分については、第2種農地として判断しております。

選定理由につきましては、先ほどと同様となりますので説明を割愛させていただきます。

なお農地図については、資料22頁に掲載しております。あと計画については、資料14～19頁に位置図等関係図面を、資料20頁に現況写真、資料21頁に建設後のイメージ写真を掲載していますので確認をお願いします。

また現地の状況について、1月18日（火）■委員と■委員と一緒に現地確認をしています。資料23頁に掲載しております。

続いて番号3につきましては、資料24頁をお開き下さい。同じく申請者は■さんです。

申請農地は、川本町大字■で、地目は田、面積は■m²の内■m²です。土地の所有者は■さんです。転用の理由は、携帯電話用無線基地局の建設です。農地区分については、第2種農地として判断しております。

選定理由につきましては、先ほどと同じです。

なお農地図については、資料33頁に掲載しております。あと計画については、資料25～30頁に位置図等関係図面、資料31頁に現況写真、資料32頁に建設後のイメージ写真を掲載しております。

また現地の状況につきましては、1月18日（火）■委員と■委員と一緒に現地確認をしています。資料34頁に掲載しております。

転用等の理由については、先ほどと同じであり受理通知後、工事に着手してもらうこととなっております。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いします。

会長 ただいま事務局より説明がございました。現地調査を■委員さんと■委員さんが行かれております。何かございましたらお願ひします。

■委員 基地局3件について現地確認しました。いずれも営農には支障が無い位置に設置されていると思いました。

■委員 特にないです。

会長 それでは書類審査確認の時間をとります。

各自書類確認

会長 お目通しいただけましたか。審議に入ります。何かご質問・ご意見等ございますか。

3番委員 資料11頁の航空写真的位置がずれています。あと番号1と3の転用面積が■m²で、番号2は■m²ですが違う理由は何ですか。

事務局 確認したところ■m²は防層シートがあり、■m²は柱を支える部材を含めた総面積です。

会長 他にございませんか。無いようでしたら議案第1号について、承認してよいか伺います。承認してよろしければ举手を持ってお願いします。

全員挙手

会長 全員挙手ということで議案第1号については、承認することと決定します。それでは議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請書について、ご説明します。資料35頁をお開きください。令和3年12月22日に許可申請書を受理しております。こちらにつきましては有償による農地の権利移動に伴う農地法第3条（農地法施行規則第17条第2項該当）に基づく農地の指定をするものです。

譲渡人は、[REDACTED]さん([REDACTED]在住)です。譲受人は、[REDACTED]さん([REDACTED]在住)です。申請地は、川本町大字[REDACTED]、地目は畠、面積は[REDACTED]m²です。農地図については、資料41頁になります。

次に、許可する上で必要な条件を満たしているか説明します。農地法第3条第2項第1号（全部効率利用要件）については、資料37頁の計画により水稻及野菜栽培をされる予定です。

第4号（農作業従事要件）につきましては、資料37・38頁をご覧下さい。年間を通じて150日以上、農作業に従事されますので農作業従事要件を満たしています。

第5号（下限面積）ですが、資料38頁をご覧下さい。今回取得される農地を含めて[REDACTED]m²で、旧[REDACTED]（全域）の下限面積30a（3,000m²）を満たしております。

最後に第7号（地域との調和要件）ですが、資料40頁の記載のとおり既に耕作等管理されているので、周辺地域への利用に及ぼす影響は特にないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条における一般許可要件を、全て満たしているものと判断します。

また現地の状況については、1月17日(月)に[REDACTED]会長と[REDACTED]委員と現地確認をしております。資料42頁に掲載しております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほど、宜しくお願ひします。

会長 ただいま事務局より説明がございました。現地調査を私と[REDACTED]委員さんで行きました。[REDACTED]委員さん、何かございますか。

[REDACTED]委員 [REDACTED]さんは[REDACTED]に住んでおられ、なかなか現地の方まで管理が出来ず、草刈はしてありましたが半分耕作放棄地になっておりました。まわりには民家やアパートがありますし、近くの方が管理することで放棄地にならずにすむので問題ないと思います。

会長 申請地は、農地図からみても条件不立地であります。面積も少なく機械も入らないところなので家庭菜園で耕作していただけたらと判断しております。

書類の確認の時間をとります。

各自書類確認

- 会長 何かご意見・質問等ございますでしょうか。
- 委員 事務局に伺いますが、書類を受け付ける際、農地の取得の目的を聞かれていますか。
- 事務局 農地の目の前の建物がありますが、所有者が ■で管理されておられます。居住者が農地を家庭菜園で活用できるようお話をありました。
- 委員 宅地付きの農地取得として ■さんが取得することはできないですか。譲受人は ■さんですが実際に耕作されるわけではないですね。以前の建物の所有者が農地と同じ所有者であれば関係してくるかと思います。
- 事務局 事務局より確認しましたが、普段は ■さんが維持管理されるそうで居住者の方へ家庭菜園として活用してもらうということで問題は無いと受付の際、判断しております。
- 委員 おそらくこの建物の以前の所有者と農地の所有者が別の人かと思います。なので宅地付き農地の取得にはならなかったと思います。
- 委員 了解しました。
- 会長 明確な結論ではないですが申請について質疑応答がございました。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請書について、許可相当として認めてよろしいか、認めてよろしければ挙手を持っておねがいします。
- 全員挙手
- 会長 全員挙手ということで議案第2号について、許可相当と認めます。続いて議案第3号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願について、2件ございますので一括にて事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第3号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願について、ご説明します。隣接する農地が2件ございますので一括にて説明します。
番号1、資料43頁をお開き下さい。令和4年1月5日付けで農地でない土地の証明願を受理しております。申請者は、 ■の ■さんです。申請の土地は、川本町大字 ■、地目は畠、面積は ■m²です。土地所有者は ■さんが申請者は ■さんで相続人代表です。
申請位置につきましては資料51頁に掲載しております。資料45頁に農地図を掲載しています。
申請者より証明を受けようとする理由については、申請地は ■川に近接しており、耕作条件が悪いため20年以上前に耕作を放棄した。出水期には毎年冠水する上、窪地のため冠水の度に大量のゴミが溜まることから農作物の育成は困難であり容易な手

段で農地に復旧ができない状況である、ということで提出されています。

本件につきましては、農用地区域外の農地であること、及び土地改良事業等補助事業の対象地でないことは確認しております。

現地につきましては、1月17日（月）に■会長と■委員と一緒に現地確認をしております。資料46頁に現地確認写真を掲載しております。

当該農地については、周囲の状況から水害等があり、農地として継続して利用することが出来ないと見込まれることが想定されることから、非農地の基準に適合するのではないかと考えられます。以前にも県からの通知で説明しましたが、その要件の中で「その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれる場合」に合致するのではないかと思われます。

続きまして番号2、資料47頁をお開き下さい。令和4年1月5日付けで農地でない土地の証明願を受理しております。申請者は、■の■さんです。申請の土地は、先ほどの隣接しており川本町大字■、地目は畠、面積は■m²です。所有者はご本人の■さんです。

申請位置につきましては、資料51頁に掲載しており、資料49頁に農地図を掲載しています。

申請者より証明を受けようとする理由につきましては、先ほどの案件と同じですで割愛させていただきます。

現地につきましては、1月17日（月）に■会長と■委員と一緒に現地確認をしております。資料50頁に掲載しております。

当該農地については、周囲の状況から水害等があり、農地として継続して利用することが出来ないと見込まれることが想定されることから、非農地の基準に適合するのではないかと考えられます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

会長

事務局より説明がございました。現地調査を私と■委員さんで行いました。■委員さん何かございますか。

■委員

2筆を現地へ行ってきましたが、林地化とまではいかないですがかなり荒廃している状況でした。申請書の事由の詳細のとおり、非農地は致し方ないと思います。

会長

私も現地へ行きましたが■委員さんの説明のとおりです。確認ですが荒廃農地調査では、区分はどのようになっていますか。

事務局

B分類です。

会長

残すべき農地か判断をしたところ周辺の状況等や申請者の説明をみても、これは残すべき農地ではないと判断しました。事務局からの説明ありましたように非農地証明の項目に該当するのではないかと思います。

それでは、しばらく書類確認の時間をとります。

各自資料確認

会長

審議に移ります。何かご質問・ご意見等ござりますか。

■委員

隣接している農地が非農地証明申請の提出された理由は、申請書に記載されている理由だけでしょうか。他にもありますか。

事務局

代理人の■さんに確認したところ、今後、具体的にまでは聞き取りしてませんが活用をされる予定があるそうです。

■委員

危惧するのが毎年冠水するような土地を非農地証明をとり、農地以外にして耕作以外のことを行った際に、それが返って水害時に支障をきたすようになつたりと非農地にしてまで何の得があるのだろうかと疑問に思いました。判断をするときに、そこまで農業委員会が立ち入るべきことなのか難しいことですが。

会長

農業委員会の責務としては、国民の食料の基盤である農地を確保して残し、耕作者を指導していくことかと思うので、現在この農地が必要性のある農地かどうかであつてそれ以上については、言えないことがあるかと思います。転用ならまた違いますが。

指摘のあったこの土地を何に使用するかについては、事務局と担当局が密に連絡をとりながら行政が行う事業の障害にならないように調整をとっていただけたらと思います。

■委員

今後、この土地についてどのようなことが起きるかどうか、行政としてしっかりと見ていただけたらと思います。

会長

このような案件は出てくるかと思いますので、事務局もどのように対応するのか勉強会を企画していただけたらと思います。

議案第3号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願について、証明してよろしいか、よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで証明することを承認いたします。続きまして、報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局よりお願ひします。

事務局

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、ご報告します。第1項、相続等の届出を1件受理しております。資料1頁をお開き下さい。

番号1 届出人は■さんです。（故）■さんから■さんへ、田■筆・畠■筆、面積■m²を相続されます。申請地は大字■外9筆です。本件につきましては、中間管理機構設定はございません。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

会長

何かご質問・ご意見等ございませんか。

■委員

権利取得年月日が平成6年となっているのはなぜですか。田畠は耕作されています

か。

事務局 最近、登記を変更されたようです。数筆は耕作されています。

会長 以上で、本日提出された議案は全て承認されました。「その他」についてお願ひします。

「その他」

事務局 **情報提供及び協議**

○次期、農業委員・農地利用最適化推進委員について

◇次回総会の開催日について
令和4年2月21日（月）13時30分～大会議室

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会長

議事録署名者

議事録署名者